

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償 における請求書がお手元に届かないみなさまへ

東京電力福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、いわき市の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償に関して、請求書およびダイレクトメールを誤った住所にお送りしたことについて、ご請求者さまをはじめ関係される皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、取りまとめた対策を徹底するとともに、ご請求者さまに確実に請求書をお届けするため、これまで普通郵便で発送していた請求書を簡易書留による発送に変更いたしました。

また、これまでご請求いただいておらず、当社でご住所を把握できた方に対し、ダイレクトメールを発送した後に請求書を発送することでご案内しておりましたが、上記見直しに合わせてダイレクトメールの発送を取り止め、当社事故時点で生活の本拠がいわき市にあった方を対象に10月中旬頃から簡易書留により請求書を発送させていただきます。

お手元に請求書が届かない方は、当社による住所確認ができていない場合がございますので、大変お手数をおかけしますが、当社ご相談専用ダイヤルまたは相談窓口までご連絡をいただくようお願い申し上げます。

ご連絡をいただき、ご郵送先住所の確認がとれた方から、請求書を発送させていただきます。

当社としましては、被害を受けられた皆さまに対して丁寧な対応に努め、適切な賠償に取り組んでまいります。

中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償に関する

ご相談専用ダイヤル

電話番号：0120-926-470

受付時間：午前9時～午後7時（月～金〔除く休祝日〕）

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

■ ご請求お手続きの流れ ■

ご請求者さま

当社へ請求書の発送依頼
のお手続きをされた方 ※1

当社へ請求書の発送依頼のお手続きをされ
ておらず、住所変更もされていない方 ※2

重要

- ダイレクトメールの発送は行いません。
- 郵送先住所などのご変更がない方は、当社へご連絡をいただかなくても、当社で現在のご住所を把握できた方には、簡易書留にて請求書・委任書をお送りいたします。

7月18日以降順次送付

当社から簡易書留にて
請求書・委任書ご送付

10月中旬より送付

当社から簡易書留にて ※3
請求書・委任書ご送付

請求書、および世帯全員の委任書とご本人確認書類をあわせてご返送ください
ご本人確認書類：マイナンバーカード（おもて面）、運転免許証、在留カード 等

当社にてご請求内容を確認のうえ、賠償金をお支払い

- ※1：今回のご請求に対してご相談専用ダイヤルまたはWeb受付システム、当社相談窓口にて請求書の発送依頼のお手続きをされた方
- ※2：今回のご請求に対して請求書の発送依頼のお手続きをされておらず、当社に既にご登録いただいている住所と現住所が同じ方（以前に賠償請求された際の住所から変更のない方）
- ※3：今回ご請求いただく方で、11月下旬を過ぎても請求書・委任書が届かない場合は、ご相談専用ダイヤルまたは当社相談窓口へご相談ください。

【ご注意ください】

- ・当社社員を装って、個人情報聞き取ろうとするなど、不審なご連絡にご注意ください
- ・当社が暗証番号等を電話でお伺いすることはございませんので「振り込み詐欺」等にご注意ください